

■ウィンドウズ オブ Wind (風の窓)

電力・ガス取引監視等委員会の役割と

電力小売全面自由化の状況

—より自由かつ公平に需要家が電力を選択できる市場へ—

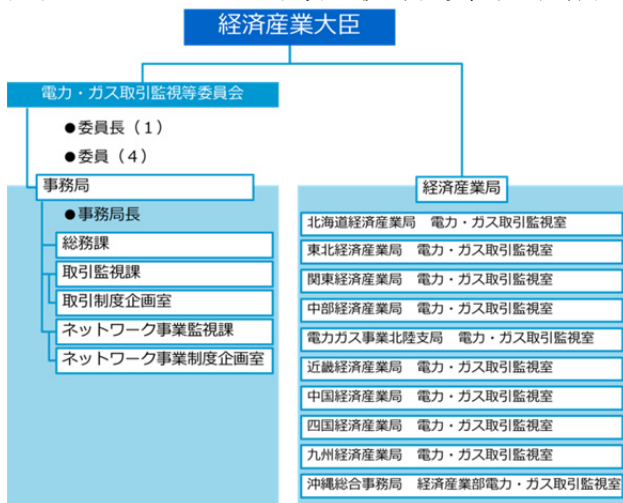
電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課 新川 達也
櫻井 涉

1. 電力・ガス取引監視等委員会とは

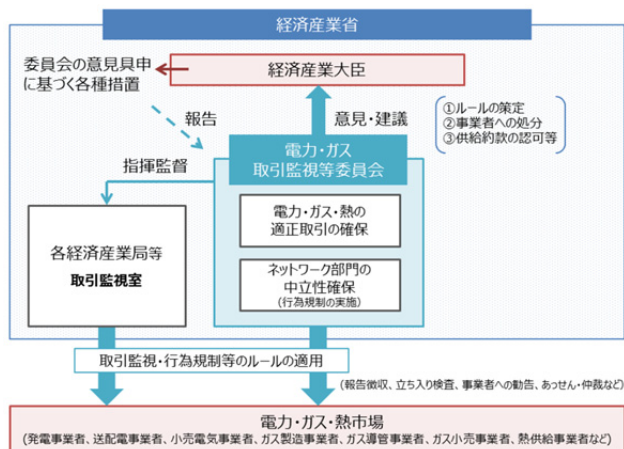
電力・ガス取引監視等委員会は、電力、ガス及び熱供給の小売自由化に当たり、市場における健全な競争が促されるよう、市場の監視機能を強化するために設置された経済産業大臣直属の規制組織です。平成 27 年 9 月に電力取引監視等委員会として設立し、平成 28 年 4 月より、ガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会（以下、「委員会」という。）に改称されました。

委員会は、委員長及び委員 4 名で構成されており、法律、経済、金融などの専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣によって任命されます。また、委員会の下には専属の事務局が設置されており、本省 64 名、地方局 52 名で構成されています。外部の専門人材（弁護士、公認会計士等）も積極的に採用しています。

図表 1：電力・ガス取引監視等委員会の組織図



図表 2：電力・ガス取引監視等委員会の役割



委員会の役割としては、「市場の監視」と「必要なルール作りなどに関して経済産業大臣へ意見・建議を行う」という二つがあります。

「市場の監視」には、大きく分けると二つの仕事があります。一つは、消費者保護の観点から、小売事業者を監視することです。例えば、小売事業者が、電源構成や地産地消等について消費者に虚偽の説明をする、法外な額の解約金を請求するなどの行為により、消費者がトラブルにあわないよう監視しています。

もう一つは、既存事業者・新規参入者間の健全な競争の確保を図る観点から、市場を監視することです。例えば、旧一般電気事業者の送配電部門がネットワーク関連業務で知った新規参入者の情報を自社の営業部門に伝える、新規参入者の発電所や製造所より自社の発電所や製造所を優先的にネットワークに接続するなどの行為により、健全な競争が阻害されないよう監視しています。

不適切な行為があった場合には、委員会は事業者に対して業務改善勧告を行うことができるほか、経済産業大臣に対して事業者に業務改善命令を行うように勧告等を行うことができ

ます。

もうひとつの役割は、市場における適正な取引を確保し、健全な競争を促すため、「必要なルール作りなどに関して経済産業大臣へ意見・建議を行う」ことです。これまでに委員会では、「電力の小売営業に関する指針」、「適正な電力取引についての指針」などのルールづくりに関して、経済産業大臣に対して建議を行いました。

「電力の小売営業に関する指針」は、電力小売全面自由化により、多様な事業者が参入し一般家庭等にも営業を行うことを踏まえ、関係事業者が小売営業をするにあたり、行うことが「望ましい行為」、行っては「問題となる行為」をまとめているガイドラインです。これによって、電気の需要家の保護を図っています。

「適正な電力取引についての指針」は、電力小売全面自由化に合わせ、電力市場を競争的に機能させる観点から、経済産業省と公正取引委員会が共同で定めたガイドラインです。

委員会では、これら指針の内容について、説明会の開催などを通じて、電力市場に参入する事業者等への周知徹底を図っています。

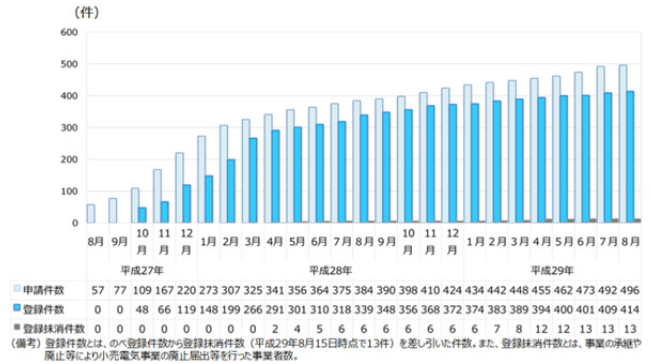
なお、電力小売自由化を背景とした電力市場に参入する事業者の増加等に伴い、送配電ネットワークの利用に係る紛争や電力の卸取引における紛争等、電気供給事業者間における電力の取引に係る契約等の紛争を公正・中立な手続によって処理し、電力の適正な取引の確保を図るため、委員会によるあっせん及び仲裁の制度も設けられています。

2. 電力自由化の進展と地域に根ざした事業者の活躍

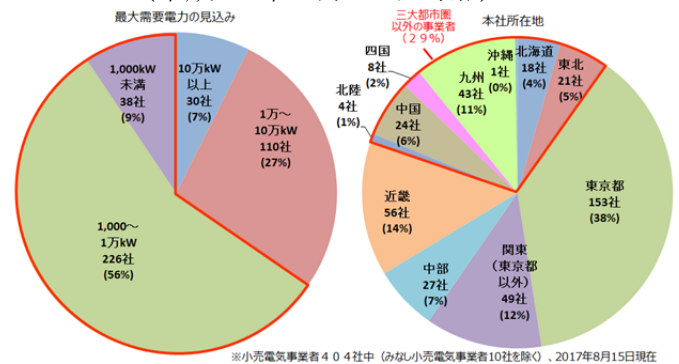
電力小売全面自由化がスタートして、1年と半年近くが過ぎました。

小売電気事業者の登録件数は平成27年8月の事前登録申請の受付開始から約2年の間に414社に達しています（平成29年8月15日時点）。これらの事業者の約4割が東京に本社を置いていますが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も約3割存在しています。

図表3：小売電気事業者の登録数
（平成29年8月15日時点）



図表4：小売電気事業者の内訳
（平成29年8月15日時点）



また、一般家庭による契約会社切替えの申込件数は、4月時点で約327万件、総契約口数の5%超になりました。旧一般電気事業者の自社内の契約切替え件数と合わせると、合計で約597万件、およそ10%が切替え申込みをしたこととなります。

地域別で見ても、最もスイッチング率が高いのは、多数の事業者が参入している東京の7.7%であり、続いて関西の6.9%、北海道の5.7%となっています。

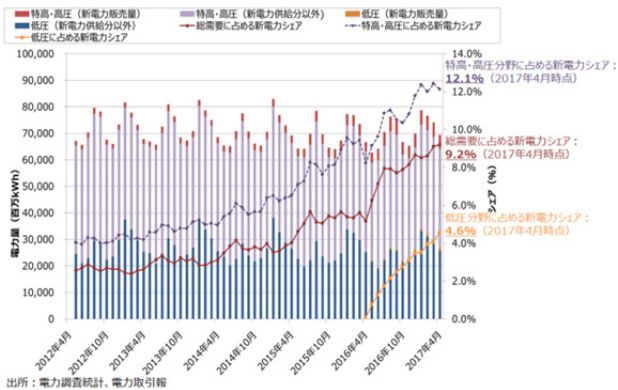
図表5：新規自由化分野の競争状況
（平成29年4月末時点）

地域別	他社切替 件数		自社内契約切替件数	
	件数	率	件数	率
管内	備社切替実績 【単位：万件】	率 【単位：%】	自社内切替実績 【単位：万件】	率 【単位：%】
北海道	15.79	5.7	0.2	0.1
東北	11.29	2.1	2.2	0.4
東京	176.9	7.7	72.0	3.1
中部	26.99	3.5	109.0	14.3
北陸	1.96	1.6	1.1	0.9
関西	69.34	6.9	33.9	3.4
中国	3.00	0.9	36.5	10.4
四国	2.95	1.5	4.7	2.4
九州	18.55	3.0	10.7	1.7
沖縄	0.00	0.0	0.1	0.1
全国	326.7	5.2	270.4	4.3

（出所）電力・ガス取引監視等委員会 電力取引報（平成29年4月末集計）
※平成28年3月の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算。なお、平成28年3月の低圧の総契約口数は約8,600万件だが、旧選択約款や公衆街路等の契約などは、実態としてスイッチングが起きることが想定されにくく、母数から除外。また、同一需要家による供給事業者の変更や、旧一般電気事業者の規程料金・自由料金メニュー間の契約種変更は、複数回行われた場合、その都度、スイッチングとしてカウントされることに留意。

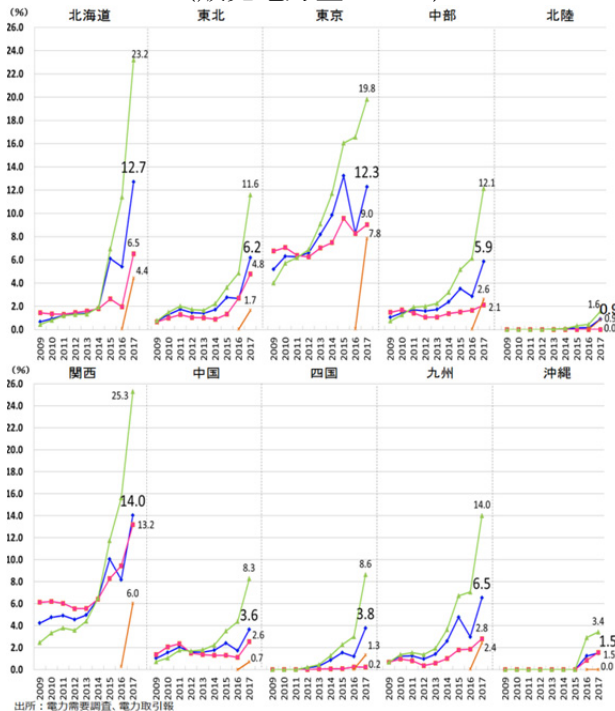
次に、市場シェアを見ていきますと、新たに自由化した低压部門においては、新電力のシェアは4.6%となっています(平成29年4月時点)。既に自由化されていた特高・高压部門においては、新電力のシェアは12.1%となっています。そして低压部門、特高・高压部門を合わせると全需要のおよそ10分の1にあたる9.2%が新電力のシェアになっています。

図表6：新電力の市場シェア
(平成29年4月時点)



さらに市場シェアを細かく地域別に見ていきますと、全電圧合計で、最も新電力シェアが高いのは関西エリアの14.0%、続いて北海道エリアの12.7%、東京エリアの12.3%となっています(平成29年4月時点)。

図表7：地域別の新電力シェア
(販売電力量ベース)



電力自由化は、2000年以降、段階的に進んできたものですが、今回初めて一般消費者が電力会社や料金メニューを選べるようになりました。電気をどのように選択するかという、ある意味で「価値観」の選択が、一般消費者によって行われるようになったのです。現時点では価格が大きな要素として競争が行われていますが、電気には価格以外にも様々な価値基準があります。電力小売全面自由化は、改めて、それを問うているのだと言えるでしょう。

3. 再エネを後押しする電源構成の開示

価値基準の一つに環境適合性があり、その判断材料に「電源構成」があります。「エネルギー基本計画」にも示されているとおり、小売電気事業者が電源構成の情報を開示することは非常に重要なのです。

電源構成の開示は、義務化こそされていませんが、小売営業に関するガイドラインにおいても「望ましい行為」と位置づけられています。

参考1：電力の小売営業に関する指針(平成29年6月最終改定)

(3) 電源構成等の適切な開示の方法
イ) 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例

i) 電源構成の開示
(略) 需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには意義があることから、需要側による選択の取組の成熟と併せ、小売電気事業者が、後述の1(3)イii)の「望ましい算定や開示の方法」や1(3)ウの「問題となる行為」の記述を踏まえつつ、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うこと(その際には、需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること)が望ましい。

委員会としても、事業者に対して電源構成の開示を呼びかけており、その一環として「電力の小売営業に関する指針等に係る取組状況に係る調査」を3回実施しました。

3回目の調査結果(平成29年4月時点)では、電源構成を開示している会社は全体の41.7%にあたる150社、開示予定を含めると51.4%にあたる185社でした。一般家庭に供給を開始している事業者だけに絞ってみると、

57.4%が既に関示済み、関示予定がある事業者を含めると67.6%になります。なお、平成28年5月の第1回調査では、一般家庭に供給を開始している事業者のうち25.0%が関示済みとなっておりましたので、関示済みの事業者の割合は2倍以上に増加したことになります。

図表8：電源構成等の関示状況（一般家庭に供給を開始している事業者のみ）

○第3回調査結果（平成29年4月時点）

関示済み	関示予定有り	検討中	関示予定無し	無回答	合計
101社 (57.4%)	18社 (10.2%)	41社 (23.2%)	16社 (9.1%)	0社 (0.0%)	176社 (100.0%)

○第2回調査結果（平成28年10月時点）

関示済み	関示予定有り	検討中	関示予定無し	無回答	合計
76社 (54.3%)	25社 (17.9%)	32社 (22.9%)	5社 (3.6%)	2社 (1.4%)	140社 (100.0%)

○第1回調査結果（平成28年5月時点）

関示済み	関示予定有り	検討中	関示予定無し	無回答	合計
24社 (25.0%)	46社 (47.9%)	21社 (21.9%)	4社 (4.2%)	1社 (1.0%)	96社 (100.0%)

（備考）関示状況を「その他」と回答した事業者については、実際の関示状況に関する回答を踏まえた上で集計を実施。

なお、環境適合性や地産地消のアピールにおいては、卸電力市場や常時バックアップに大きく供給力を頼っていながら、FIT電源（再エネ）や地元産の電気ですべてを供給しているかのような誤解を消費者に与えるようなことがあってはなりません。多くの事業者が高い志を持っていることは理解していますが、必ずしもそのような電気の調達ができるとは限りません。正直に努力をしている事業者が評価されるような仕組みが、まずは重要です。100%ではなくても具体的に何%がそのような電気に該当するかを明示することも1つの方法と考えます。

4. 電力小売自由化に豊かな実りを

既に見たとおり、スイッチング率は増加傾向であり、三大都市圏以外でもスイッチング件数は増加していますが、まだまだ小さくない地域差があることも、また事実です。地域差を生んでいる理由としては、まず事業者サイドに、①従来の電気料金が安い高いか、②需要密度が小さいか大きいのか、③当該地域での電源確保が容易か困難か、という3つの要因が挙げられます。事業性に直接関わる、この3つの状況によって、新規参入しやすいエリアとそうでないエリアが生じてしまうのです。

ただし、消費者サイドの認知度にも地域差が大きく、これについては広報活動を地道に行っていく必要があると考えています。委員会が実施したアンケートでも、東京や関西では制度の中身まで知っている人がかなりいますが、その

他の地域では、自由化されていることを知っているだけでも制度がどうなっているかまではわからないという人がたくさんいます。

委員会は、自由化された電力市場の厳正な監視を行うとともに、需要家の選択肢や事業者の事業機会拡大に向け、市場環境を整えてまいります。電力自由化を更に豊かなものにしていくために、関係各位のご協力をいただければ幸いです。

参考文献

- （1）電力・ガス取引監視等委員会「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（平成27年9月～平成28年8月）」（平成29年4月）
- （2）電力・ガス取引監視等委員会「電力・ガス取引紛争処理マニュアルー紛争処理の制度と実務ー」（平成29年4月）